

2010年度(第36回)

## 香川県アマチュアゴルフ選手権競技

兼 第30回 四国アマチュアゴルフ選手権競技二次予選

兼 第65回 国民体育大会ゴルフ競技 香川県代表選手選考競技

兼 第10回 日本スポーツマスターズゴルフ競技 香川県代表選手選考競技

開催日 : 平成22年5月12日(水)、13日(木)

開催コース : 讃岐カントリークラブ

主催 香川県教育委員会、財団法人香川県体育協会

主管 香川県ゴルフ協会

共催 四国ゴルフ連盟

後援 四国新聞社

### 競技の条件

#### 1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

#### 2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 3. 使用球の規格

a. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 (c)1b』を適用する。(ゴルフ規則 186ページ参照)

#### 4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 184ページ参照)

#### 5. スタート時間

『ゴルフ規則付 (c)2』を適用する(ゴルフ規則 187ページ参照)。

#### 6. 競技終了時点

競技委員会の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 (c)6b』を適用する。(ゴルフ規則 190ページ参照)

#### 8. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

a. 通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. 険悪な気象状況に : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。

c. プレーの再開 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。

#### 9. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

(1) 1台のカートを共有する場合は、そのカートとカート上の全てのものは、球との関連で問題を生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。

但し、そのカートを共有するプレーヤーの1人が運転(操作)していたときは、カートを運転していたプレーヤーの携帯品とみなす。

(2) プレーヤー以外(またはプレーヤーの指名の人以外)のカートのプレー中(正規のラウンド中)の運転を禁止する。

#### 10. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 (c)3』を適用する。(ゴルフ規則 188ページ参照)

#### 11. ティーマーカー

青色マークを使用する。

#### 12. プレーオフ

サドンデス方式で 10、11の繰り返し。

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭をもってその限界を標示する。  
線と杭が併用されている場合は、線がその限界を表示する。ウォーターハザード内の(ア).ボール止の金網、(イ).積石はコースと不可分とする。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザーグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則25-1b(i)の救済を受けなければならない。  
**このローカルルールの違反の罰は、2打**
7. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)は樹木の一部とみなす。ただし、樹木の巻物にはさまった球は罰なしに、その真下の地点から1クラブレンジ以内で、しかもホールに近づかない所にドロップすることができる。取り出した球はふくことができる。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。  
**このローカルルールの違反の罰は、2打**
8. 樹木の巻物施設はコースと不可分のものとする。
9. 場内整理用の縄張施設は動かせる障害物とする。
10. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 (B)6』を適用する。  
(ゴルフ規則 173ページ参照)

### 注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。

競技委員長 南原 房雄